

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以 外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以 外の者の参加者数
001	令和3年04月01日	緑道維持管理業務	9,889,815	都市計画局都市企画 部都市総務課	京都醍醐センター株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
002	令和3年04月01日	パセオ・ダイゴロー西館市施設共用部分維持管理業務	8,196,571	都市計画局都市企画 部都市総務課	京都醍醐センター株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
003	令和3年04月01日	御池公共地下道及び接続通路部分の維持管理業務委託	165,269,000	都市計画局都市企画 部都市総務課	御池公共地下道コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
004	令和3年04月01日	令和3年度烏丸公共地下道維持管理業務委託	20,196,660	都市計画局都市企画 部都市計画課	京都ステーションセンター株式 会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
005	令和3年04月16日	京都市都市計画マスタープランの見直し業務(その2)	7,546,000	都市計画局都市企画 部都市計画課	ランドブレイン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	過去に有	
006	令和3年04月01日	空き家相談窓口受付等業務委託	28,875,000	都市計画局まち再 生・創造推進室	京都府行政書士会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有	無
007	令和3年04月05日	令和3年度京都市防災まちづくり専門家派遣業務	18,680,000	都市計画局まち再 生・創造推進室	公益財団法人京都市景観・まち づくりセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
008	令和3年06月24日	誘導型まちづくり支援業務	7,500,000	都市計画局まち再 生・創造推進室	株式会社地域計画建築研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有	無
009	令和3年04月01日	令和3年度建築協定等を活用したまちづくり支援業務	10,100,000	都市計画局建築指導 部建築指導課	公益財団法人京都市景観・まち づくりセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
010	令和3年04月01日	令和3年度木造住宅耐震化支援業務及び民間ブロック塀等の安全対策 業務	予定 総額	(当初) 88,538,780 (変更後) 88,500,006	都市計画局建築指導 部建築安全推進課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無
011	令和3年04月01日	京都駅八条ロープエスカー乗降場における車両誘導・啓発等業務	22,664,675	都市計画局歩くまち 京都推進室	株式会社コトナ	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有	無
012	令和3年04月20日	京都駅八条ロタクシー配車システム設備更新業務	8,155,400	都市計画局歩くまち 京都推進室	株式会社日立パワーソリュー ションズ	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
013	令和3年07月01日	令和3年度「安心・安全な東大路歩行空間創出事業」調査・検討業務	6,380,000	都市計画局歩くまち 京都推進室	株式会社エイテック	地方自治法施行令第167条の2第1項 第7号	工事	無	
014	令和3年04月01日	令和3年度京都市安心すまいづくり推進事業に関する業務委託	44,662,200	都市計画局住宅室 住宅政策課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
015	令和3年04月01日	地域優良賃貸住宅制度に関する業務	15,294,000	都市計画局住宅室 住宅政策課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
016	令和3年04月01日	令和3年度京都市既存住宅の省エネルギー支援事業に関する業務	10,084,800	都市計画局住宅室 住宅政策課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
017	令和3年04月01日	洛西ニュータウン関連維持管理・整備事業委託	114,793,849	都市計画局住宅室住 宅管理課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
018	令和3年04月01日	京都市市営住宅の管理に関する協定	4,281,836,000	都市計画局住宅室住 宅管理課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
019	令和3年04月01日	被災者向け住宅情報センター運営に関する業務	5,327,000	都市計画局住宅室住 宅管理課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
020	令和3年04月01日	住宅管理システム運用・保守対応業務	37,474,250	都市計画局住宅室住 宅管理課	住宅管理システム運用・保守対 応業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
021	令和3年07月20日	減免制度見直しに係る住宅管理システム改修	11,723,085	都市計画局住宅室住 宅管理課	減免制度見直しに係る住宅管理 システム改修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外 の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外 の者の参加者数
022	令和3年04月01日	京都市橿原市営住宅9号棟ほか3棟エレベーター棟増築及び耐震改修 工事に係る入居者負担軽減対策業務委託	(当初) 10,058,524 (変更後) 83,53,896	都市計画局住宅室す まいまちづくり課	株式会社藤井組	地方自治法施行令第167条の2第1項 第6号	物品	無	
023	令和3年04月01日	錦林市営住宅境界確定等業務委託	13,149,400	都市計画局住宅室す まいまちづくり課	公益社団法人京都公共嘱託登記 土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
024	令和3年04月01日	養正市営住宅団地再生事業に係る入居者移転支援業務	24,000,000	都市計画局住宅室す まいまちづくり課	株式会社ビー・ドリーム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有	無
025	令和3年04月01日	京都市下鳥羽市営住宅1号棟耐震改修工事等に係る入居者負担軽減対策 業務委託（令和3年度）	43,796,000	都市計画局住宅室す まいまちづくり課	あめりか屋・高塚特定建設工事 共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項 第6号	物品	無	
026	令和3年06月23日	桃陵市営住宅に係る境界確定等業務委託	5,402,100	都市計画局住宅室す まいまちづくり課	公益社団法人京都公共嘱託登記 土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
027	令和3年07月26日	三条・岡崎市営住宅団地再生事業に伴う底地整理等業務委託	9,925,300	都市計画局住宅室す まいまちづくり課	公益社団法人京都公共嘱託登記 土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
028	令和3年06月14日	壬生東市営住宅に係る境界確定等業務委託	7,473,400	都市計画局住宅室す まいまちづくり課	公益社団法人京都公共嘱託登記 土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
029	令和3年04月22日	下京区郷之町における埋蔵文化財発掘調査業務	38,643,000	都市計画局住宅室す まいまちづくり課	公益財団法人京都市埋蔵文化財 研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
030	令和3年07月02日	崇仁南部団地再生事業に係る住戸移転支援業務	41,380,000	都市計画局住宅室す まいまちづくり課	株式会社ビー・ドリーム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有	無
031	令和3年07月01日	京都市崇仁住宅地区改良事業及び土地区画整理事業に係る計画変更等 検討業務	11,547,800	都市計画局住宅室す まいまちづくり課	玉野総合コンサルタント株式会 社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有	無
032	令和3年08月12日	桑只市営住宅に係る境界確定、合筆等業務委託	13,363,900	都市計画局住宅室す まいまちづくり課	公益社団法人京都公共嘱託登記 土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	無	
033	令和3年09月01日	大規模地震に備えた市営住宅入居者の安全確保事業に係る移転支援業 務	49,670,000	都市計画局住宅室す まいまちづくり課	株式会社創建設	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有	無
034	令和3年06月03日	(単価契約) 市営住宅事業用地（東九条、改進）除草業務委託	予定 総額 5,763,289	都市計画局住宅室す まいまちづくり課	公益社団法人京都市シルバー人 材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号	物品	無	

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
緑道維持管理業務
- 2 担当所属名  
都市計画局都市企画部都市総務課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1  
京都醍醐センター株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
9,889,815円
- 7 契約内容  
パセオ・ダイゴロー西館と一体的に構成されている緑道の清掃，植栽の管理，設備の管理・維持修繕に関する事及びITV監視に関する事等の緑道の管理委託を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都醍醐センター株式会社の施設の一つである防災センターは，パセオ・ダイゴロー西館及び周辺全体の防犯・防災を一体で気に集中管理・運営しており，不可分であることから，性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
パセオ・ダイゴロー西館市施設共用部分維持管理業務
- 2 担当所属名  
都市計画局都市企画部都市総務課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1  
京都醍醐センター株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
8,196,571円
- 7 契約内容  
パセオ・ダイゴロー西館の京都市の所管施設（都市計画局，文化市民局，保健福祉局，教育委員会）が共有する部分の清掃，設備の管理・維持修繕に関すること及びI T V監視に関すること等の管理委託を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都醍醐センター株式会社の施設の一つである防災センターは，パセオ・ダイゴロー西館及び周辺全体の防犯・防災を一体的に集中管理・運営しており，不可分であることから，性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
御池公共地下道及び接続通路部分の維持管理業務委託
- 2 担当所属名  
都市計画局都市企画部都市総務課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
御池公共地下道コンソーシアム  
京都市中京区御池通寺町東入る下本能寺前町492番地の1  
代表 京都御池地下街株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
165,269,000円
- 7 契約内容  
御池公共地下道の仕上材の点検管理業務及び軽度な補修業務，清掃業務，出入口の開閉及び巡視業務，設備の点検管理業務及び軽微な補修業務，防犯・防災業務，光熱水費の支払い業務，アート作品の維持管理業務等の御池公共地下道の管理委託を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
御池公共地下道及び接続通路部分の防災・防犯設備は，御池公共地下道コンソーシアムが管理する地下街の防災センターで一体管理するよう設計されており，不可分物であることから，性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和3年度烏丸公共地下道維持管理業務委託

### 2 担当所属名

都市計画局都市企画部都市計画課

### 3 契約締結日

令和3年4月1日

### 4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町902番地  
京都ステーションセンター株式会社

### 6 契約金額（税込み）

20,196,660円

### 7 契約内容

- (1) 電気料金の支払及び地下道内に広告物掲出の占用許可を受けた者が使用した電気料金の実費徴収
- (2) 水道料金の支払
- (3) 清掃業務
- (4) 警備業務
- (5) 京都市が選任する電気主任技術者の指示及び保安監督に基づく烏丸公共地下道の電気設備工事、維持及び運用に関する業務
- (6) 機械室内に設置の発電機、蓄電池等の定期保守点検及び試運転
- (7) 防災受信盤の常時監視及び定期保守点検
- (8) 市有財産目的外使用許可の申請に係る市への報告等に関すること。
- (9) その他地下道の管理に関する事項で市が指定するもの

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

烏丸公共地下道においては、その建設当初から、煙感知器等の防災設備及び防災受信盤の回線等のシステムが、隣接する京都駅前地下街ポルタのシステムと一体のものとして整備されており、両者のシステムは密接不可分の関係にあることから京都駅前地下街ポルタの維持管理を行っている業者に維持管理業務を実施させることが必要であるため、当該業者と随意契約を締結する。

### 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

1 件名  
京都市都市計画マスタープランの見直し業務（その2）

2 担当所属名  
都市計画局都市企画部都市計画課

3 契約締結日  
令和3年4月16日

4 履行期間  
令和3年4月17日から令和3年10月29日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市西区西本町1丁目3番15号  
ランドブレイン株式会社 大阪事務所

6 契約金額（税込み）  
7,546,000円

### 7 契約内容

- (1) 都市計画マスタープラン部会の運営補助
- (2) 素案に関するパブリックコメント用資料の印刷
- (3) 素案に関するパブリックコメントの結果集計等
- (4) 京都市都市計画マスタープラン案の作成
- (5) 京都市都市計画審議会用資料の作成補助
- (6) 京都市都市計画マスタープランの作成
- (7) 業務報告書の作成

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、本市の都市計画の根幹を成すマスタープランに係る業務であるため、受託者には効率的かつ的確に業務を遂行する能力や類似業務の受託実績、本市全体のまちづくりに関する知識とこれを施策に反映させる能力等を求められ、また、次期京都市基本計画や関連計画との調整・連携能力が必要不可欠となる。

さらに、本業務は、学識経験者及び市民公募委員で構成される京都市都市計画審議会の部会である「都市計画マスタープラン部会」を通じて、多角的な意見を反映しながら、取りまとめることが求められ、受託者は、学識経験者等の意見を引き出し、取りまとめを行うための資料作り等において、企画立案、プレゼンテーション、調整能力を十分に有している必要がある。

そのため、令和2年度には、令和3年度までの2箇年業務についてプロポーザル方式により提案を募集し、受託業者としてランドブレイン株式会社を選定した。

令和3年度業務の実施に当たっては、令和2年度業務の履行状況に支障が認められないことから、



令和2年度の業務委託仕様書に基づき、引き続き、当該業者を委託先として選定するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
空き家相談窓口受付等業務委託
- 2 担当所属名  
都市計画局まち再生・創造推進室
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区東九条南河辺町85番地3  
京都府行政書士会
- 6 契約金額（税込み）  
28,875,000円
- 7 契約内容  
本業務は、空き家所有者による自主改善をより効率的に進めるため、民間活力を活用した相談窓口を設置し、空き家の更なる活用・流通に向けた支援等を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の実施に当たっては、空き家のみならず、固定資産税、建築、不動産等、多様な専門知識・経験や様々な相談への対応力が必要である。  
このため、本業務の委託に際しては、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他履行の内容又は履行方法）におけるプロポーザルによって契約の相手方を選定する必要がある。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
プロポーザル方式により受託候補者選定委員会において審査した結果、適切に業務を履行できるものとして判断されたため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和3年度京都市防災まちづくり専門家派遣業務
- 2 担当所属名  
都市計画局まち再生・創造推進室
- 3 契約締結日  
令和3年4月5日
- 4 履行期間  
令和3年4月6日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1  
公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター
- 6 契約金額（税込み）  
18,680,000円
- 7 契約内容  
優先地区以外の密集市街地における学区単位や路地・町単位の防災まちづくり活動に対し、防災まちづくりについて専門知識を有する者の派遣を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
優先地区以外の密集市街地や路地・町単位において防災まちづくり活動支援を展開するためには、行政主導の支援によるものではなく、地域の主体的な防災まちづくり活動に向けた気運の醸成や、地域とまちづくりの専門家や民間事業者との連携のもと、自発的かつ自立的に取組を進めていくことができる環境整備が不可欠である。  
そのためには、個々の地域の防災まちづくりのニーズを的確に把握したうえで、その課題に対応する専門家の適正を見極め、適所に派遣することが必要である。  
また、その派遣専門家自身の相談に応じることができる体制を備えるとともに、その他の専門家や実務者との交流を通じて防災まちづくりの支援を実効あるものとし、更には、今後の展開などを見据え、継続的に専門家を育成することが必要である。  
これらを踏まえ、契約の相手方には、以下の要件を満たす必要があるため。  
(1) 地域の主体的な防災まちづくりやまちづくり活動に関する知識、技術、経験等を有し、かつ、地域の特性を把握し、地域の課題や状況に応じて専門家を派遣するマッチングに長けていること。  
(2) 様々な分野の専門家や実務者との連携体制を有し、専門家の取組を支える体制が充実していること。

## 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
■地方自治法施行令第167条の2第1項第 2号

## 10 契約の相手方の選定理由

以下の理由から、公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター（以下「センター」という。）は本業務の委託先に求める要件をすべて満たしており、本業務の遂行に当たって最も適性のある団体であると認められるため。

- (1) センターは、「まちづくり活動支援事業」を実施し、まちづくりを進める中で生じる様々な問題の相談に応じ、1日単位の専門家派遣（コンサルタント派遣）や1年単位の専門家派遣（コーディネーター派遣）を行っている。

この専門家派遣では、まちづくりコンサルタントや学識経験者、一級建築士など、多様な専門家を多数登録しており、多分野に渡る地域のまちづくりのニーズや状況に合わせて、適材適所に専門家を派遣し、その成果として、市民の自主的なまちづくりの取組が進められてきたという実績があることから、専門家のマッチングに優れていると認められる。

また、これらの取組の中で、地区計画の策定や防災まちづくりの支援、実務者と連携した空き家活用等に関する幅広い支援を行っており、前述のようなこれまでの実績においても、防災まちづくりに必要な知識、技術、経験等を有していると認められる。

- (2) 地域防災まちづくり専門家の業務範囲は多様であり、特に路地・町単位の取組においては、建築基準法や都市計画法の活用から、土地の分筆登記や道路整備まで多岐に渡るが、センターでは、経済、不動産、建築、金融、法律、市民活動等、多くの団体が集まる「京町家等継承ネット」など、防災まちづくりの実現に欠かせない実務を担うことができる専門家、実務者との協働のネットワークを活かし、派遣専門家自身の相談に応じたり、専門家相互の交流を促進するなど、派遣専門家の取組を支える体制が整っていると認められる。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

誘導型まちづくり支援業務

### 2 担当所属名

都市計画局まち再生・創造推進室

### 3 契約締結日

令和3年6月24日

### 4 履行期間

令和4年3月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通り高倉西入ル立売西町82番地  
株式会社地域計画建築研究所 代表取締役 中塚一

### 6 契約金額（税込み）

7,500,000円

### 7 契約内容

本業務では、多様な主体が地域の活性化等を目指し、地域資源の有効活用や地域課題の解決に寄与する事業者や建築計画を誘導する意志を発信し、望まれるものを誘致する発想へと転換した地域主導の誘導型まちづくりの推進と自立・自走型のまちづくりの展開を図るため、基礎調査及び分析、誘導型まちづくりの方向性とその実現に向けた自立・自走型の取組の検討など、必要な支援を行うものである。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の遂行に当たっては、多様な主体と連携して地域が望むものを誘致する誘導型まちづくりの推進等の支援を行うものであることから、都市計画やまちづくりに関する知識、地域の住民や事業者等とともにまちづくりに関する取組を進めてきた経験や能力及び地域資源の利活用等に係るノウハウやコンサルティング力が必要である。

このため、本業務の委託に際しては、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素におけるプロポーザルによって契約の相手方を選定する必要がある。

よって、性質又は目的が競争入札に適さないもの（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）に該当すると認められるため、公募型プロポーザルにより、評価結果が第1順位の提案を行った提案提出者と契約を行う。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

4名の審査員が、募集要項に示す評価基準に基づき、評価点数方式（100点満点）により、提案内容を個別に審査し、集計した結果、評価点数の合計点が高かったものを選定した。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和3年度建築協定等を活用したまちづくり支援業務
- 2 担当所属名  
都市計画局建築指導部建築指導課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月2日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1  
公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター
- 6 契約金額（税込み）  
10,100,000円
- 7 契約内容  
建築協定制度等の活用を検討する地域に対する専門家派遣等の支援業務及び建築協定連絡協議会の活動支援業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
建築協定等を活用したまちづくりを推進するためには、地域住民が、地域の主体的なまちづくり活動に関する知識、技術、経験等を有している専門家等とのパートナーシップの下に、制度の理解と建築協定締結時及び締結後の円滑な運営を進めることが重要であり、以下の条件を満たすものに事業を委託する必要がある。  
(1) 地域住民が地域の実情等を安心して相談できるよう、社会的に高い信頼度があること。  
(2) 地域住民からの相談に応じて、地域の特性を把握し、その地域の課題や状況に応じた専門家を選定し、速やかに派遣できる体制が整っていること。  
(3) 連絡協議会事務局として、継続的に連絡協議会の円滑な活動や更なる活動の発展、まちづくりネットワークの形成を促し、将来的に自立化を図ることができること。  
(4) 令和3年度から実施する宿泊施設の事前説明手続に係るリーフレットは、制度の概要のほか、地域住民にとって地域と調和した宿泊施設の実現を通して地域の活性化を図るための参考となるよう、本市の地域特性等を踏まえた住民目線に立ったものとする。よって、契約の内容及び性質が一般競争入札に適さないため、随意契約とする。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンターは、多種多様なまちづくりの専門家（登録専門家）を擁しており、専門家をその地域の特性に合わせて選定し、速やかに派遣できる体制が整っていると同時に、まちづくり団体の育成経験も有している。（平成31年度、令和2年度の業務受託者）

また、地域のまちづくりを推進するための橋渡し役として活動してきた実績等があり、広く地域からの信頼があるため、宿泊施設の事前説明手続に関するリーフレット作成においても、地域に調和する宿泊施設について、地域住民の現実的な意見を把握し、反映することができる。

このことから、本業務の委託先に求める要件全てを満たし、業務の遂行に当たって最も適性のある団体であると認められる。

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和3年度木造住宅耐震化支援業務及び民間ブロック塀等の安全対策業務
- 2 担当所属名  
都市計画局建築指導部建築安全推進課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和3年 4月1日  
(変更後) 令和3年10月4日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地10  
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額 (税込み)  
(予定総額) (当初) 88,536,780円  
(予定総額) (変更後) 88,500,006円
- 7 契約内容
  - 1 助成制度の申請窓口に関する業務
    - (1) 木造住宅耐震化支援事業及び民間ブロック塀等の除却促進事業の申請窓口
  - 2 助成制度等の申請に関する業務
    - (1) 木造住宅耐震診断士派遣事業 (診断事業)
    - (2) 木造住宅耐震診断士派遣事業 (基本計画作成事業)
    - (3) まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業
    - (4) 民間ブロック塀等の除却促進事業
  - 3 普及啓発に関する業務
    - (1) 木造住宅の耐震化等及びブロック塀等の安全対策の推進に向けた相談対応及び情報発信に関する事務
    - (2) 普及啓発に関する事務
    - (3) 京都市耐震改修促進ネットワークに関する業務
    - (4) 京都市内の耐震改修事業者及び耐震診断士に対する技術力向上の取組に関する業務
    - (5) その他関連する付帯事務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本委託業務内容は住まいに関し、相談・情報提供・地域と連携した普及啓発・診断士派遣・補助金申請受付を一貫して総合的に実施するものである。

相談及び診断士派遣業務は、秘密厳守・公平性・中立性が求められる。

地域と連携した普及啓発は、公的信用力、地域住民と信頼関係を構築し、円滑・弾力的かつ継続的に業務を遂行する経験が求められる。

市民サービスの向上とすまいの良質化をより一層促進するため、本委託の補助金申請と関連する事業の相談や同時利用の提案等のワンストップ窓口としての機能が求められる。

このため、営利を目的とする団体は委託になじまず、継続的・総合的な業務遂行能力が必要であり、随意契約理由として最大の理由である地域と連携した普及啓発及び京都市の利益増進につながる任務を担える唯一の団体である京都市住宅供給公社に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都駅八条口一般車乗降場における車両誘導・啓発等業務

### 2 担当所属名

都市計画局 歩くまち京都推進室

### 3 契約締結日

令和3年4月1日

### 4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市東山区三条通白川橋東六丁目今道町250番地の5  
株式会社 コトナ

### 6 契約金額（税込み）

22,664,675円

### 7 契約内容

八条通の円滑な交通の確保を目的に、京都駅八条口一般車乗降場を利用する車両に対し、誘導及び啓発・指導等の業務を委託するものである。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、八条通の円滑な交通の確保を目的に、京都駅八条口一般車乗降場を利用する車両に対し、誘導及び啓発・指導等を行うものである。

本業務は誘導員の配置体制や駐停車車両に対する啓発や指導方法について提案を求めることで、より効率的かつ効果的に業務を遂行することができる。

また、本業務の履行においては、実施計画の策定や車両誘導や指導・啓発における高度なノウハウや幅広い見識を有することが不可欠であり、価格その他様々な要素から契約の相手方を選定する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行う。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

令和3年3月22日に開催した京都駅八条口一般車乗降場における車両誘導・啓発等業務受託候補者選定委員会において、株式会社コトナを受託候補者として特定した。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都駅八条口タクシー配車システム設備更新業務
- 2 担当所属名  
都市計画局 歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日  
令和3年4月20日
- 4 履行期間  
令和3年4月20日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市北区豊崎三丁目19番3号ピアスタワー12階  
株式会社日立パワーソリューションズ関西支店
- 6 契約金額（税込み）  
8,155,400円
- 7 契約内容  
京都駅八条口タクシー配車システムの正常な動作を常に維持するための設備更新  
（部品取替えを含む。）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都駅八条口タクシー配車システム設備更新業務で設備更新するタクシー配車システムは、京都駅八条口駅前待機場から離れた場所に第2待機場を設け、駅前待機場の空き状況に応じて、第2待機場からタクシーを送り出すことで、八条通へのタクシーの溢れ出しを防止し、京都駅八条口タクシー乗り場の適正利用を推進することを目的に、導入したシステムである。  
本システムは株式会社日立パワーソリューションズが構築したものであり、そのプログラム内容は公開されていない。そのため、システムに不具合が生じた際には、株式会社日立パワーソリューションズ以外の業者では、その原因を追究し解決することができない。  
以上の理由により、本システムの設備更新にあたっては、システムを構築した株式会社日立パワーソリューションズでなければ履行することができないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、株式会社日立パワーソリューションズと随意契約を行ったものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和3年度「安心・安全な東大路歩行空間創出事業」調査・検討業務

### 2 担当所属名

都市計画局歩くまち京都推進室

### 3 契約締結日

令和3年7月1日

### 4 履行期間

令和3年7月2日から令和4年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

兵庫県尼崎市御園町24番地  
株式会社エイテック 西日本支社

### 6 契約金額（税込み）

6,380,000円

### 7 契約内容

東大路通及びその周辺において、歩行環境の改善等を行うことを目的として実施した「短期・中期の取組」について、効果検証を行うため、交通量調査、アンケート調査、調査結果のとりまとめ、会議資料作成などを委託するものである。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

「安心・安全な東大路歩行空間創出事業（以下、「本事業」という。）」では、多くの市民・来訪者が訪れる東大路通及びその周辺において、歩行環境の改善等を行うことにより、安心・安全で快適な歩行空間の創出を進めている。

平成28年度には、株式会社エイテック関西支社（現西日本支社）に委託し、「部分的な歩道拡幅」、「バス待ち空間の確保」、「バス停移設」等の社会実験及び効果検証を行った。これらの結果を踏まえ、地域との意見交換会及び「東大路通歩行空間創出推進会議」での議論を経て「短期・中期の取組」（平成28年から令和2年度までの5箇年の取組）を決定し、本事業の指針としている。

今年度は、取組期間が満了となった「短期・中期の取組」の効果検証として、交通量調査、アンケート調査、調査結果のとりまとめ、会議資料作成などを実施するものであるが、同社に委託した場合、平成28年度実施時の調査解析に関する計画、検討等の業務経験を用いることができ、既存資料の整理、現地踏査といった作業に係る人件費や準備費が抑えられるうえ、検討期間が短縮できることから、他社と比較して安価での契約が可能である。

よって、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」に掲げられている基準5(3)「著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるとき」に該当することから、本事業は、地方

自治法施行令第167条の2第1項第7号の規定による随意契約を行い、業務委託先を株式会社エ  
イテック西日本支社とするものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第7号

10 契約の相手方の選定理由

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和3年度京都市安心すまいづくり推進事業に関する業務委託
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10  
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）  
44,662,200円
- 7 契約内容
  - (1) すまいに関する総合的な相談業務
  - (2) 住情報発信業務
  - (3) 住情報施策に関する調査・研究
  - (4) 京都らしい省エネ住宅の普及啓発に係る講座等
  - (5) 分譲マンション建て替え・大規模修繕アドバイザー派遣制度運営業務
  - (6) ネットワークの拡充と深化に関する検討
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、住宅に関する多様な分野の情報発信を行うとともに、市民に寄り添ったすまいに関する相談や住宅に関する講座等の実施や住宅支援に係る事業の受付の実施等により、すまいに関するワンストップ窓口として、誰もが安心して住み続けられるすまいづくりを継続的に支援する必要がある。

そのため、受託者は、①住宅に関する幅広い知識や情報収集能力を有すること、②公平かつ公正に住情報を提供でき、住宅セーフティネットとしての住宅相談に必要な公的な信用力を持っている、③すまいに関する総合的なワンストップ窓口として、一元的かつ横断的な対応を行い、継続的かつ総合的な業務遂行能力を有すること、という3つの条件をすべて満たしている必要がある。

京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）は、賃貸住宅の供給、管理等の実績による住宅に関する幅広い知識や、建築・不動産等の関係団体とのネットワークを通じた情報収集能力を活かし、効率的かつ効果的な業務遂行を行える体制を有し、上記の①③を満たす。また公社は、地方住宅供給公社法に基づき、地方公共団体のみが出資し、国土交通大臣の認可を受けて設立した法人である

ため、②を満たし、全ての条件を備える事業者が公社の他に存在しないことから、随意契約とする。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
地域優良賃貸住宅制度に関する業務
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区中町通丸太町下ル駒之町561番地の10  
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）  
15,294,000円
- 7 契約内容
  - (1) 地域優良賃貸住宅の普及啓発及び情報提供に関すること。
  - (2) 地域優良賃貸住宅の供給計画に係る書類の受付及び指導に関すること。
  - (3) 地域優良賃貸住宅の供給計画及び賃貸計画に従った管理を行うための管理状況の把握及び指導に関すること。
  - (4) 地域優良賃貸住宅の家賃補助等に係る書類の受付及び指導に関すること。
  - (5) 地域優良賃貸住宅の入居希望者の資格審査及び選定に関すること。
  - (6) その他前各号に掲げる事項に附帯すること。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
  - (1) 制度普及啓発及び情報提供について  
京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）は全ての地域優良賃貸住宅の管理業務者として、本市は制度の実施主体として、制度の普及に努めているが、両事業者が行う広報・広告・宣伝は不可分のものであり、公社が委託先であれば、これらの業務を効率的に実施できる。
  - (2) 家賃補助に係る書類の受付及び指導について  
公社は、オーナーとの管理委託契約により、全住宅の契約家賃等に係る情報を把握しているほか、入居者との賃貸借契約により、全入居者の家賃（入居者負担額）に関する情報を把握しているため、家賃補助に係る事務を効率的かつ円滑に実施できる。
  - (3) 入居希望者の資格審査及び選定について  
運用通達（平成5年7月30日付け建設省住宅局長運用通達1(2)①viiiハ）において、「入居者の募集及び選定の手続のうち少なくとも入居者の資格審査及び選定については、その公正を担保する

ため地方住宅供給公社，地方住宅センター等で都道府県知事が定める者に委託して行うこととする。」と規定されており，これに該当する団体は，本市では公社のみである。以上より，本業務を実施できるのは公社のみであるため，競争入札には適さず，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき，随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和3年度京都市既存住宅の省エネリフォーム支援事業に関する業務
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10  
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）  
10,084,800円
- 7 契約内容
  - ・既存住宅の省エネリフォーム助成事業の問合せ及び相談対応に関する事務
  - ・既存住宅の省エネリフォーム助成事業の申請受付及び審査に関する事務

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の受託者は、①市民の利便性が高い場所に市民向け窓口を設置できる事務所を有し、かつ、助成制度に係る事務を円滑に遂行できる体制を有していること、②住まいに関する専門的な知識を有し、市民の問合せに対して適切に回答ができるとともに、住宅に関する幅広い知識や情報収集能力を有すること、③公的な信用力を持ち、公平かつ公正な立場で書類の受付、審査、相談並びに情報発信等を行うことができること、④市民サービスの向上と、リフォームの一層の促進のため、耐震改修支援事業及びすまいの創エネ・省エネ応援事業とのワンストップ窓口を設置・運営できること、という4つの条件をすべて満たしている必要がある。京都市住宅供給公社（以下、「公社」という。）はこれらの条件を満たしており、また、公社以外に、これらの条件を満たす主体はない。

以上より、本業務を実施できるのは公社のみであるため、競争入札には適さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

### 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
洛西ニュータウン関連維持管理・整備事業委託
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10  
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）  
114,793,849円
- 7 契約内容  
洛西ニュータウン関連維持管理・整備事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
【随意契約の理由】  
洛西ニュータウンには、京都市所有の施設・土地と京都市住宅供給公社（洛西事業部）所有の施設・土地が複雑に混在している。  
そのため、両者の所有する施設・土地を一体的なものとして、現況調査、補修・改修必要箇所の判定、計画的な補修・改修工事の施工等を行う必要がある。  
よって本委託契約については、京都市住宅供給公社との随意契約としている。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市市営住宅の管理に関する協定
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室住宅管理課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10  
京都市住宅供給公社

- 6 契約金額（税込み）  
4,281,836,000円

- 7 契約内容  
京都市市営住宅の管理代行及び公金収納委託

- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

管理代行制度は、地域において管理主体が異なる公的賃貸住宅を一体的に管理し、管理の一層の効率化を図るとともに、地域の実情に応じたきめ細かな対応を可能とするために創設されたもので、本市以外の地方公共団体又は地方住宅供給公社が本市の同意に基づき、その管理を代わって行うことができるかとされているものである。

本市では、公的賃貸住宅を一体的に管理することで、サービスを拡充すること、また、事実行為から権限行使までを一貫して実施することによって業務の効率化を図ることを目的に、管理代行制度を活用している。

管理代行者は公営住宅法第47条第1項により、本市を所管区域とする京都府、京都府住宅供給公社又は京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）に限定されるが、京都府及び京都府住宅供給公社には代行の意志がないため、公社に限定される。

また、家賃等の収納に関する業務や公営住宅以外の住宅は管理代行制度の対象外であるが、市内各地に公営住宅と改良住宅等が混在していること、公営住宅と一体化した住宅管理システムを構築していることなどから、一部の業務や一部の住宅の管理を公営住宅と切り離して別の団体に委託して行うことは運営面・コスト面において非効率であることから、本業務を実施できるのは公社のみであり、性質又は目的が競争入札には適さないため。

- 9 根拠法令



- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
被災者向け住宅情報センター運営に関する業務
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅管理課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10  
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）  
5,327,000円
- 7 契約内容  
被災者向け住宅情報センター運営業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

被災者に対しての避難先としての住戸の提供は緊急を要するものであることから、委託先には被災者への住宅提供を、公営住宅・民間住宅の別を問わず、ワンストップで実施し迅速に対応する能力が必要である（公営住宅の提供に当たっては、火災等被災者を含め本件委託業務の対象となる被災者全てに迅速に対応する能力が求められる）。

一方で、京都市住宅供給公社(以下「公社」という。)は、公営住宅法第47条第1項の規定に基づき、本市公営住宅の管理業務（管理代行）を行っている。この管理代行は、公営住宅の管理権限（入居者の募集・決定、清掃・修繕等の維持管理等）を事業主体である本市に代わって行うものであり、被災者を含めた公営住宅への入居希望者に対し、公営住宅住戸の提供を行う業務の実施に当たり、提供住戸の選定修繕から維持管理までの業務を既存の居住者との調整や住環境の維持を含めて実施できるのは、公社のみであり、性質又は目的が競争入札には適さないため。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
住宅管理システム運用・保守対応業務
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室住宅管理課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
住宅管理システム運用・保守対応業務委託コンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
37,474,250円
- 7 契約内容  
住宅管理システムの安定的な稼働を目的とするための運用保守業務及び改修、障害対応等。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本委託業務を安定かつ確実に遂行するためには、住宅管理システムの既存の機能や構造に係る知識が必要である事に加え、住宅管理システムの構築及び運用を実施し、同システムに関する排他的な著作権を有する日本電気株式会社のみが履行可能であるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
減免制度見直しに係る住宅管理システム改修
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室住宅管理課
- 3 契約締結日  
令和3年7月20日
- 4 履行期間  
契約の日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
減免制度見直しに係る住宅管理システム改修コンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
11,723,085円
- 7 契約内容  
市営住宅の家賃減免について、新制度導入に必要な住宅管理システムの改修作業。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本委託業務を安定かつ確実に遂行するためには、住宅管理システムの既存の機能や構造に係る知識が必要である事に加え、住宅管理システムの構築及び運用を実施し、同システムに関する排他的な著作権を有する日本電気株式会社のみが履行可能であるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市樫原市営住宅 9 号棟ほか 3 棟エレベーター棟増築及び耐震改修工事に係る入居者負担軽減対策業務委託
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和 3 年 4 月 1 日  
(変更後) 令和 3 年 8 月 5 日
- 4 履行期間  
契約の日から令和 3 年 8 月 7 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区土橋町 3 5 0 番地  
株式会社藤井組
- 6 契約金額 (税込み)  
(当初) 10,058,524 円  
(変更後) 8,353,896 円
- 7 契約内容  
避難部屋, ランドリールーム等の運営, B S ・ C S アンテナ復旧, 室外機復旧, 洗濯機復旧及び囲い撤去等を株式会社藤井組に委託
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)  
当該委託契約は, 樫原市営住宅におけるエレベーター棟増築及び耐震改修工事に伴い発生する埃・騒音・振動等の入居者への影響について, 負担軽減対策を講じるものであり, 業務の内容や住民対応は工事の実施状況と密接に関係する。  
当該業務は工事の進捗に合わせて効率的に実施する必要がある。入札で建築請負業者と別の業者が当該業務を実施することになると, 工事の進捗を把握した上での効率的な業務の遂行が困難となる。また, 住民対応が一本化されないことにより住民の混乱を招く恐れがある。一方, 建築請負業者が実施すれば, 効率的に業務を遂行でき, 住民対応の窓口の一本化により混乱を防止することができるのと同時に, 防犯体制の徹底等も行うことができる。  
以上により, 当該委託契約は工事進捗に合わせた管理・運営が必要不可欠であることから, 建築請負業者である株式会社藤井組に業務委託するものである。  
また, 金額については, 他社の見積もりとの比較により, 株式会社藤井組の見積額が安価であることを確認済み。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
錦林市営住宅境界確定等業務委託
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
契約の日から令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地  
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会  
理事長 南 育雄
- 6 契約金額（税込み）  
13,149,400円
- 7 契約内容  
境界確定業務  
ア 調査業務  
イ 測量業務  
ウ 申請手続  
エ 書類の作成等  
オ 成果品の提出
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「協会」という。）は、土地家屋調査士法に設立が規定され、官公署の依頼を受けて土地又は家屋に関する調査、測量、これらを必要とする申請手続又はこれに係る審査請求の手続を行うことをその業務とする公益法人であり、京都府下においては、本協会以外に存在しない。  
土地家屋調査士を営む個人等に委託した場合には、事故等により業務の遂行に支障をきたす恐れがあるが、本協会には多数の土地家屋調査士が所属しているため安全な業務の遂行が可能である。  
以上の理由により、本業務遂行の確実性があることから本協会に委託するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号



10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
養正市営住宅団地再生事業に係る入居者移転支援業務
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区油小路通竹屋町下ル橋本町494番地1  
株式会社ビードリーム
- 6 契約金額（税込み）  
24,000,000円
- 7 契約内容  
養正市営住宅団地再生事業に係る入居者移転支援業務のため
  - ・ 移転に関する相談業務
  - ・ 移転者に対する書類配布，移転支援
  - ・ 移転料の算定，支払い及び引越し費用の見積り
  - ・ 住戸内覧会の開催
  - ・ 住戸及び駐車場の選定会の開催支援
  - ・ 鍵渡し
  - ・ 退去確認，残置物指導及び協力金支払い
  - ・ 所有者不明の残置物等処理，その他業務

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の履行に当たり，事業者には，本事業の事業趣旨を理解し，対象団地の入居者に事業趣旨を説明でき，合意形成を図り，希望者を募り，入居者を決定し，また，入居者決定後は，入居者宅を訪問し，幾種類もの移転に係る書類について入居者に丁寧に説明し，記載させ，移転費用についても遅滞なく入居者に支払える能力を要する事業者を選定する必要がある。

よって，本事業者の選定については，広く事業者を募集し，その提案内容を精査し，もっとも効率的かつ，効果的な手法で本業務を履行できる事業者を選択することが求められる。仮に価格のみで事業者と契約した場合，事業者の選定において重要となる合意形成能力及び各地域の特色や地元ニーズを理解し，信頼関係の構築等が業務を履行するうえで，顕著な差としてあらわれる。

また、これらの能力や経験を事業者決定後に取得するためには、相当の期間を要することが予想され、本業務の履行が大幅に遅れる可能性がある。

したがって、本業務の受託については、その者が持つ能力や経験に基づくノウハウ等を事前に把握し、その優劣を持って、確実に業務を履行できる能力を有しているか評価すべきであることから、主として価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札になじまないため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定し、随意契約を行ったものである。

#### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 10 契約の相手方の選定理由

京都市都市計画局住宅室業務受託候補者選定実施要領に基づき、簡易公募型プロポーザルを実施した結果、株式会社ビードリーム1社しか応募がなかったものの、提案内容について、業務実績、実施体制、業務提案等について審査したところ、本業務を適切に履行する能力を有するとともに、本業務の目的及び内容のより効果的かつ効率的な実現が期待できることから、当事業者と委託契約を締結することとした。

#### 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市下鳥羽市営住宅1号棟耐震改修工事等に係る入居者負担軽減対策業務委託（令和3年度）
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区下鴨松原20番地  
あめりか屋・高塚特定建設工事共同企業体
- 6 契約金額（税込み）  
43,796,000円
- 7 契約内容  
入居者負担軽減対策  
（1）ランドリールーム（衣類乾燥機の設置部屋）の設営，維持管理及び運営等  
（2）避難部屋の設営，維持管理及び運営等  
（3）バルコニー設置物の一時保管等  
（4）エアコン室外機のバルコニー内への移設等  
（5）BS及びCSアンテナの移設  
（6）防鳥対策の実施  
（7）各棟周囲不要物処分
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当該委託契約は，下鳥羽市営住宅における耐震改修工事に伴い発生する埃・騒音・振動等の入居者への影響について，負担軽減対策を講じるものである。  
当該業務に当たっては，入居者が生活している状況下で耐震改修工事等を実施することから，入居者の協力が必要であり，入居者との信頼関係が不可欠となる。  
建築請負業者である「あめりか屋・高塚特定建設工事共同企業体」は，昨年度6月の工事契約の締結以降，団地自治会の月例集會に毎回出席し，工事内容や懸念される入居者への影響等を丁寧に説明するなど，コミュニケーションを密にとり，適切に対応してきたことで，役員等入居者との信頼関係を築いてきている。令和2年度と同委託事業においては，入居実態が不明な世帯や寝たきりで避難が難しい居住者の情報などといった，取得が容易ではない個別の情報を，その信頼関係からいち早く入手すること等，入居者の協力を得ながら，効率的な負担軽減対策を実施してきた実績がある。

当該事業について他者と契約した場合、上述のような入居者との信頼関係の構築までに要する一定の期間において、入居者の混乱等を招き、工事の進捗にも大きく影響することが想定されることから、建築請負業者である「あめりか屋・高塚特定建設工事共同企業体」に業務委託するものである。

また、金額については、他社の見積もりとの比較により、「あめりか屋・高塚特定建設工事共同企業体」の見積額が安価であることを確認済み。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
桃陵市営住宅に係る境界確定等業務委託
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日  
令和3年6月23日
- 4 履行期間  
契約の日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地  
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額（税込み）  
5,402,100円
- 7 契約内容  
桃陵市営住宅地に係る境界確定，土地地積更正及び分筆登記業務の委託

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務は，土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査，境界杭の確認等の現地調査，境界紛争の有無の確認等を行ったうえ，市有地と隣接地の境界を確定し，市有地の実態に応じた適正な表示登記を行うものであり，対象資産の早期の適正な管理及び処分に向け，迅速かつ適正に進める必要がある業務である。

委託先の選定に当たっては，このような業務の目的，性質に照らし，受託者の組織体制，信用，技術力，経験等を総合的に勘案する必要があるほか，本件業務の性格上，以下の技術要件を満たす必要がある。

- (1) 本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること  
(京都市契約事務規則第26条の2)。
- (2) 本市内に事務所を有すること（京都市公契約基本条例第6条）。
- (3) 業務の性質上，表題登記業務までを行う必要があるため，本市において同様の形態の土地の表示登記業務を行っている京都土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士法人又は公益社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）のいずれかであること（土地家屋調査士法第68条）。

(京都土地家屋調査士会「法人会員の情報※」参照)

※[http://www.chosashi-kyoto.or.jp/search\\_membership.html](http://www.chosashi-kyoto.or.jp/search_membership.html)

(4) 本件については、本業務の結果を踏まえて早期に団地再生事業を検討する必要があり、迅速かつ適正な業務遂行に向けた体制等が求められるため、緊急時の代替社員の確保や成果品作成に係る社員向けの研修の実施などを行っていること。

上記(1)から(4)を満たす者は、公嘱協会のみである。

また、(4)に関し、公嘱協会については、土地家屋調査士法第63条の規定により官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行うものによる不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された公益社団法人であり、多数の土地家屋調査士が所属している。

したがって、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン 2(1)ウの「特定の1者しか履行できないもの」に該当すると解されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、公嘱協会に業務委託するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
三条・岡崎市営住宅団地再生事業に伴う底地整理等業務委託
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日  
令和3年7月26日
- 4 履行期間  
令和3年7月26日から令和4年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地  
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額（税込み）  
9,925,300円
- 7 契約内容  
底地整理等業務委託
  - (1) 調査業務
    - ア 資料調査
      - (ア) 公簿類 360筆
      - (イ) 地図類 310筆
      - (ウ) 図面類 92筆
      - (エ) 事前調査 1件
    - イ 現地調査
      - (ア) 筆界業務
      - (イ) 復元測量 5点
      - (ウ) 画地調整 1区画
      - (エ) 立会業務
      - (オ) 公共用地
    - C. ランク 94点
  - (2) 測量業務
    - 面積測量 1,000㎡
  - (3) 申請手続
    - ア 土地地積更正登記 1筆
    - イ 土地合筆登記 1筆
    - ウ 筆数加算 10筆



(4) 書類の作成等

ア 調査報告書	2 嘱託
イ 現地調査費	1 通
ウ 押印収集	2 件
エ 法務局との協議等	1

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務は、土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示登記を行うものであり、対象資産の早期の適正な管理及び処分に向け、迅速かつ適正に進める必要がある業務である。

委託先の選定に当たっては、このような業務の目的、性質に照らし、受託者の組織体制、信用、技術力、経験等を総合的に勘案する必要があるほか、本件業務の性格上、以下の技術要件を満たす必要がある。

- (1) 本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること（京都市契約事務規則第26条の2）。
- (2) 本市内に事務所を有すること（京都市公契約基本条例第6条）。
- (3) 業務の性質上、表題登記業務までを行う必要があるため、本市において同様の形態の土地の表示登記業務を行っている京都土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士法人又は公益社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）のいずれかであること（土地家屋調査士法第68条）。
- (4) 本件については、令和4年度の住棟の建替えに係る都市計画法第34条の2による協議（開発許可の特例）に向けて、今年度末までに認定道路の廃止及び認定道路の明示を完了させる必要があり、迅速かつ適正な業務遂行に向けた体制等が求められるため、緊急時の代替社員の確保や成果品作成に係る社員向けの研修の実施などを行っていること。

上記（1）から（4）を満たす者は、公嘱協会のみである。

また、（4）に関し、公嘱協会については、土地家屋調査士法第63条の規定により官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行うものによる不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された公益社団法人であり、多数の土地家屋調査士が所属している。

たがって、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2（1）ウの「特定の1者しか履行できないもの」に該当すると解されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、公嘱協会に業務委託するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
壬生東市営住宅に係る境界確定等業務委託
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日  
令和3年6月14日
- 4 履行期間  
令和3年6月14日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地  
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額（税込み）  
7,473,400円
- 7 契約内容  
壬生東市営住宅団地再生事業において開発協議を進めるにあたり、未確定となっている土地境界を確定させる必要があることから、業務委託を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は、本市が所有する土地と隣接する土地の地権者との土地境界を調査し、測量、境界立会、登記などを実施するもので、本市の土地事情に精通しており、かつ、多岐にわたる専門的な知識が必要であり、その性質、目的が競争入札に適しないものである。  
また、当団地の敷地は、境界の未確定地が非常に多い状況にあり、更新棟の建替工事の実施前に伴い、団地全体の開発協議を進める必要があることから、対象となる範囲全ての境界確定作業を円滑かつ遅滞なく進めることが不可欠である。  
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「協会」という。）は、事務所を京都市内に置き多数の調査士が所属し、京都府知事に京都府下を専門として活動を認められている唯一の団体であることから、本市の土地事情に精通しており、業務の迅速かつ適切な執行が可能である。また、官公庁の依頼を受けて土地又は家屋に関する調査、測量、これらを必要とする申請手続又はこれに係る審査請求の手続を行うことをその業務とする公益法人であり、公共事業の特性を深く理解していることから、円滑な業務の遂行が可能である。  
したがって、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン 2（1）ウに該当すると解されるため、本協会に委託するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
下京区郷之町における埋蔵文化財発掘調査業務
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日  
令和3年4月22日
- 4 履行期間  
令和3年4月22日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1  
公益財団法人 京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）  
38,643,000円
- 7 契約内容  
埋蔵文化財発掘調査業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
埋蔵文化財の発掘調査については、本市の埋蔵文化財の特性及び歴史に関する専門的な知識が必要であることから、市内で継続して発掘調査を実施していること、履行に必要な人員・機材等を保有していること、契約締結の意向があることを履行に必要な条件としている。  
今回、候補者に対してそれぞれの条件の確認を行ったところ、全ての条件を満たす者が、上記5の1者のみであったため
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
崇仁南部団地再生事業に係る住戸移転支援業務
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日  
令和3年7月2日
- 4 履行期間  
令和3年7月3日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区油小路通竹屋町下る橋本町494番地1  
株式会社ビードリーム
- 6 契約金額（税込み）  
41,380,000円
- 7 契約内容  
以下の業務の支援等
  - ・ 移転に関する相談業務
  - ・ 移転者に対する書類配布，移転支援
  - ・ 移転料の算定，支払い及び引越し費用の見積り
  - ・ 住戸内覧会の開催
  - ・ 住戸及び駐車場の選定会の開催支援
  - ・ 鍵渡し
  - ・ 退去確認，残置物指導及び協力金支払い
  - ・ 所有者不明の残置物等処理，その他業務
  - ・ 旧団地閉鎖
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は，平成29年度に策定した団地再生計画に基づき，崇仁市営住宅第1棟，4棟及び8棟にお住まいの移転者（29世帯）を新たに建設中（令和3年9月しゅん工予定）の更新棟2棟（54戸）に円滑に移転ができるよう支援を行うものです。

本業務の履行に当たっては，移転者が移転期日までに更新棟への移転に応じるよう移転者と信頼関係を築き，移転者の移転に向けた合意形成を図る必要があるため，広く事業者を募集し，その提案内容を精査し，もっとも効率的かつ，効果的な手法で本業務を履行できる事業者を選択することが求められます。

仮に価格のみで事業者と契約した場合，事業者の選定において重要となる移転者との信頼関

係の構築や移転者の移転に向けた合意形成能力が課題となります。

また、これらの能力や経験を事業者決定後に取得するためには、相当の期間を要することが予想され、本業務の履行が大幅に遅れる可能性があります。

したがって、本業務の受託については、その者が持つ能力や経験に基づくノウハウ等を事前に把握し、その優劣を持って、確実に業務を履行できる能力を有しているか評価すべきであることから、主として価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札になじまないため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定し、随意契約を行うこととします。

## 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 10 契約の相手方の選定理由

京都市都市計画局住宅室業務受託候補者選定実施要領に基づき、公募型プロポーザルを実施した結果、1社からの応募があり、提案内容について、業務実績、実施体制、業務提案等について審査したところ、株式会社ビードリームが本市採点基準点を上回ったため、受託候補者に選定することとした。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市崇仁住宅地区改良事業及び土地区画整理事業に係る計画変更等検討業務
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日  
令和3年7月1日
- 4 履行期間  
令和3年7月2日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338番地  
玉野総合コンサルタント株式会社 京都事務所
- 6 契約金額（税込み）  
11,547,800円
- 7 契約内容
  - ・ 住宅地区改良事業の早期完了に向けた事業手法等検討業務
  - ・ 住宅地区改良事業計画変更に係る資料作成業務
  - ・ 土地区画整理事業計画変更に係る資料作成業務
  - ・ 換地設計修正業務，道路詳細修正設計

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、本市で整備が必要な公共施設について、民間の資金を活用することにより、本市の財政負担の減少や公共施設の整備期間短縮となる事業スキームを検討することで、結果的に住宅地区改良事業及び土地区画整理事業の早期完了を実現し、新たな土地等の利活用が早期に可能となる事業手法を導き出す業務である。

また、検討に際しては、本市が同時期に実施する、国土交通省等の関係機関との協議内容を踏まえたうえで、国庫補助金の返還等による本市の財政負担が最小となる換地設計の見直しも含めた資金計画をとりまとめるとともに、本市の貸与する「京都市崇仁地域の土地利用に関する調査資料」の都市機能の誘導方針に従って、住宅地区改良事業計画の変更内容及び各街区における公共施設等の整備内容を明確にすることとしている。

このため、本業務の遂行に当たっては、住宅地区改良事業に関する知識に加えて、本市と民間事業者との役割分担を踏まえたうえで、民間資金を活用した最適な事業手法の選定ができる総合的な能力、更には、土地区画整理事業で実施する換地設計や道路の詳細設計等の専門性の高い能力等、特に高度な知識や技術力を要するもので、当該業務の遂行に際しての体制や課題に対する提案を求めることで、提案するものの知識、技術力及び経験等の能力の審査を行い、価格以外の要素も考慮

したうえで受託者を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定し、随意契約を締結したものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

楽只市営住宅に係る境界確定，合筆等業務委託

### 2 担当所属名

都市計画局住宅室すまいまちづくり課

### 3 契約締結日

令和3年8月12日

### 4 履行期間

契約の日から令和4年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地  
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

### 6 契約金額（税込み）

13,363,900円

### 7 契約内容

楽只市営住宅に係る境界確定，合筆，地積更正分筆，地目変更業務の委託

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務は，土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査，境界杭の確認等の現地調査，境界紛争の有無の確認等を行ったうえ，市有地と隣接地の境界を確定し，市有地の実態に応じた適正な表示登記を行うものであり，対象資産の早期の適正な管理及び処分に向け，迅速かつ適正に進める必要がある業務である。

委託先の選定に当たっては，このような業務の目的，性質に照らし，受託者の組織体制，信用，技術力，経験等を総合的に勘案する必要があるほか，本件業務の性格上，以下の技術要件を満たす必要がある。

（1）本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること

（京都市契約事務規則第26条の2）。

（2）本市内に事務所を有すること（京都市公契約基本条例第6条）。

（3）業務の性質上，表題登記業務までを行う必要があるため，本市において同様の形態の土地の表示登記業務を行っている京都土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士法人又は公益社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）のいずれかであること（土地家屋調査士法第68条）。

（京都土地家屋調査士会「法人会員の情報※」参照）

※[http://www.chosashi-kyoto.or.jp/search\\_membership.html](http://www.chosashi-kyoto.or.jp/search_membership.html)

(4) 本件については、令和3年度中に境界確定、合筆等の業務を完了し、令和4年度に本市北西部地域の活性化に資するよう、賑わい施設を整備、運営する事業者を選定する必要があり、迅速かつ適正な業務遂行に向けた体制等が求められるため、緊急時の代替社員の確保や成果品作成に係る社員向けの研修の実施などを行っていること。

上記(1)から(4)を満たす者は、公嘱協会のみである。

また、(4)に関し、公嘱協会については、土地家屋調査士法第63条の規定により官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行うものによる不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された公益社団法人であり、多数の土地家屋調査士が所属している。

したがって、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン 2(1)ウの「特定の1者しか履行できないもの」に該当すると解されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、公嘱協会に業務委託するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
大規模地震に備えた市営住宅入居者の安全確保事業に係る移転支援業務
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日  
令和3年9月1日
- 4 履行期間  
令和3年9月2日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区岩倉幡枝町2041番地  
株式会社創建設
- 6 契約金額（税込み）  
49,670,000円
- 7 契約内容  
以下の業務の支援等
  - ・ 移転に関する相談業務
  - ・ 移転者に対する書類配布，移転支援
  - ・ 移転料の算定，支払い及び引越し費用の見積り
  - ・ 鍵渡し
  - ・ 退去確認，残置物指導及び協力金支払い
  - ・ 所有者不明の残置物等処理，その他業務
  - ・ 旧団地閉鎖
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の履行に当たり，事業者には，本事業の事業趣旨を理解し，入居者宅を訪問し，幾種類もの移転に係る書類について入居者に丁寧に説明し，記載させ，移転費用についても遅滞なく入居者に支払える能力を要する事業者を選定する必要がある。

よって，本事業者の選定については，広く事業者を募集し，その提案内容を精査し，もっとも効率的かつ，効果的な手法で本業務を履行できる事業者を選択することが求められる。仮に価格のみで事業者と契約した場合，事業者の選定において重要となる合意形成能力及び各地域の特色や地元ニーズの理解はもとより，地域の自治会等との信頼関係の構築等が業務を履行するうえで，顕著な差としてあらわれる。

また，これらの能力や経験を事業者決定後に取得するためには，相当の期間を要することが予想され，本業務の履行が大幅に遅れる可能性がある。

したがって、本業務の受託については、その者が持つ能力や経験に基づくノウハウ等を事前に把握し、その優劣を持って、確実に業務を履行できる能力を有しているか評価すべきであることから、主として価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札になじまないため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定し、随意契約を行ったものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

京都市都市計画局住宅室業務受託候補者選定実施要領に基づき、公募型プロポーザルを実施した結果、3社からの応募があり、提案内容について、業務実績、実施体制、業務提案等について審査したところ、株式会社創建設の方が他社よりも本業務を適切に履行する能力を有するとともに、本業務の目的及び内容のより効果的かつ効率的な実現が期待できることから、当事業者と委託契約を締結することとした。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
（単価契約）市営住宅事業用地（東九条，改進）除草業務委託
- 2 担当所属名  
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日  
令和3年6月3日
- 4 履行期間  
令和3年6月4日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東中合町2  
公益社団法人 京都市シルバー人材センター
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）5,763,289円
- 7 契約内容  
東九条，改進区域において，本市が指定した期間内に，除草を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第36条において，国及び地方公共団体は，臨時的かつ短期的な就業等を希望する高齢者等について，その希望に応じた就業の機会を提供する団体を育成し，就業の機会の確保のために必要な措置を講ずるよう努めることと規定されている。  
本市では，当センターを地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく政策随意契約の対象団体として取り扱っており，高齢者の就業を支援するものとして，受注の増加に向けた取組みを進めているため，当センターと契約する。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第 3 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり。
- 11 その他